

第十八号議案

東京都市計画事業瑞江駅北部土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年二月十五日

提出者 江戸川区長 多田正見

東京都市計画事業瑞江駅北部土地区画整理事業施行規程の一部を改正する
 条例

東京都市計画事業瑞江駅北部土地区画整理事業施行規程（平成三年七月江戸川区条例第二十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 地積の決定の方法（第十五条―第十七条）」を「第四章 地積の決定の方法（第十五条―第十七条）」に改める。

積の決定の方法（第十五条―第十七条）

高度利用推進区（第十七条の二・第十七条の三）

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 高度利用推進区

（高度利用推進区への換地の申出に係る宅地の指定規模）

第十七条の二 法第八十五条の四第一項に規定される高度利用推進区への換地の申出に係る宅地の地積（数人共同して申出をする場合にあつては、当該申出に係る宅地の地積の合計）に対する指定規模は、当該申出に係る宅地の基準地積の合計で、五百平方メートル以上とする。
 （換地処分後の持分）

第十七条の三 区長は、法第八十九条の四の規定により、換地計画において高度利用推進区の土地に共有持分を与えるよう定めることができる。

付 則

この条例は、東京都市計画事業瑞江駅北部土地区画整理事業の事業計画（第六回変更）決定の公告の日から施行する。

（説明）

東京都市計画事業瑞江駅北部土地区画整理事業において、土地の高度利用を推進する制度を採用するに当たり、高度利用推進区に関する規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。